

令和 7 年度渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付要領

令和 7 年 4 月 1 日から適用

令和 7 年 8 月 1 日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、若者の市内への就業及び定住を促進するとともに、市内中小企業者等の人材確保を目的に、市内中小企業者等に継続して常用雇用された新規学卒者に対し、予算の範囲内において奨励金を交付します。
内容	奨励の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす新規学卒者とする。 (1) 令和 5 年度以降に中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門職大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校を卒業し、1 年以内に常用雇用されていること。 (2) 令和 6 年 9 月 1 日以降に常用雇用されていること。 (3) 常用雇用された月を含む 6 か月以上の間、同一事業者において勤務が継続していること。 (4) 常用雇用開始日において、年齢が 30 歳未満であること。 (5) 次に掲げる要件を満たす中小企業者等に常用雇用されていること。 ア 市内で事業を営んでいること。 イ 原則として、法人にあっては法人税申告を、個人にあっては所得税又は住民税に関して営業等の事業所得の申告をしていること。 ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 141 条第 1 項に定める雇用保険適用事業所設置届を公共職業安定所に提出していること。 エ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 107 条に定める労働者名簿及び同法第 108 条に定める賃金台帳を調製していること。 オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものでないこと。 カ 渋川市暴力団排除条例（平成 24 年渋川市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は中小企業者等の事業主が同条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。 (6) 常用雇用された中小企業者等の事業主と 3 親等以内の

	親族関係ではないこと。 (7) 渋川市移住支援金交付要綱（令和元年渋川市要綱）に基づく補助金の交付を受けていないこと。 (8) この要綱に基づく奨励金の交付を受けていないこと。 (9) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。 (10) 市区町村税を滞納していないこと。
奨励金額	1 奨励対象者1人当たり、渋P a yを50,000ポイント（50,000円相当）付与する。ただし、奨励対象者が奨励金の交付申請日時点において、市内に住所を有する場合（Uターンを除く。）は1人当たり80,000ポイント（80,000円相当）を、Uターンした後、継続して市内に住所を有する場合は1人当たり100,000ポイント（100,000円相当）を付与する。 2 前項の渋P a yの有効期間は、ポイント付与の日から1年間とします。
限度額	この補助金の事業全体の奨励限度額は、4,120千円です。
交付条件	(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、奨励金の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。
交付 手 続 等	1 令和7年9月1日から令和8年2月27日までの間（以下「受付期間」という。）（受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。）に、産業政策課へ書面又は郵送で申請してください。 2 渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。 (1) 渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書（様式第2号） (2) 渋P a y会員コードが確認できるもの (3) 新規学卒者であることが確認できる書類。 (4) 戸籍の附票（Uターンした奨励対象者のみ） (5) 完納証明（市外在住のみ） (6) その他市長が必要と認める書類 【注】申請者の押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。
	申請のあった日から30日以内に交付決定をします。

交付決定の時期等	補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により通知します。
交付決定の取消し又は奨励金の返還	1 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたときは、奨励金の交付決定が取り消されます。 2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合は、指定された期間までに奨励金を返還しなければなりません。
申請書等の様式	渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付申請書（様式第1号） 渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書（様式第2号） 渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）
取扱担当課	渋川市役所産業観光部産業政策課（第二庁舎） 電話 0279-22-2596（直通） 0279-22-2111（内線4897） メールアドレス syoukou@city.shibukawa.gunma.jp

様式第 1 号

年 月 日

渋川市長 様

住所

申請者 氏名

電話番号

(日中に連絡の付く電話番号を記載してください。)

渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付申請書

渋川市新規学卒者就業定着奨励金について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に当たっては、渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付要領（奨励対象者）の要件に該当することを誓約し、補助金交付審査のために市が市税の納付状況を調査することに同意します。

記

奨励金申請額	☐ 50,000ポイント ☐ 80,000ポイント(市内に住所を有する場合) ☐ 100,000ポイント(Uターンした後、継続して市内に住所を有する場合)
生年月日	年 月 日
雇用先事業所名	
卒業学校名	
渋 P a y 受取方法	☐ アプリ型（会員コード8桁_____） ☐ カード型（会員コード8桁_____）
添 付 書 類	(1) 渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書（様式第2号） (2) 渋 P a y 会員コードが確認できるもの (3) 新規学卒者であることが確認できる書類 (4) 戸籍の附票（Uターンした奨励対象者のみ） (5) 完納証明（市外在住のみ） (6) その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号

年 月 日

渋川市長 様

住所（法人所在地）

証明者 名称（法人名）

代表者の役職・氏名

電話番号

（日中に連絡の付く電話番号を記載してください。）

渋川市新規学卒者就業定着奨励金就労証明書

渋川市新規学卒者就業定着奨励金の申請について、下記内容が事実であることを証明します。

なお、証明に当たっては、渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付要綱第 3 条第 4 号の要件に該当する中小企業者であることを誓約します。

記

1 証明する申請者について

氏名	
住所	
雇用年月日	

2 申請者の雇用形態等について（該当する項目に項目にチェックしてください。）

☐	申請者は、労働契約に期間の定めがない者である。
☐	申請者は、パートタイム及びアルバイト等の短時間労働者ではない。
☐	申請者は、当事業所代表者の第 3 親等内の親族ではない。

3 申請者の勤務する事業所について

名称	
所在地	
上記事業所の勤務期間	令和 年 月 日から か月継続勤務

様式第 3 号

第 号
年 月 日

様

渋川市長

印

渋川市新規学卒者就業定着奨励金交付（不交付）決定通知書
年 月 日付けで申請のあった渋川市新規学卒者就業定着奨励金の交付申請について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 交 付 決 定 額	円
2 条 件	(1) 偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、奨励金の返還を命ずることがあります。 (2) 市長又はその委任を受けた者若しくは監査委員の監査に応じなければなりません。
3 補助金不交付理由	
4 指 示	